

國學院大學學術情報リポジトリ

明治大嘗祭再考：祭政と文明と： 特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 秀章, Takeda, Hideaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000527

明治大嘗祭再考

— 祭政と文明と —

武田 秀章

はじめに

明治四年の大嘗祭は、近代国家形成に際会しての最初の大嘗祭であった。明治度大嘗祭においては、近世大嘗祭で京都近郊に限定されていた齋国が、天皇の統治回復に伴い全国的規模で選定されるに至る（悠紀方として甲斐国の巨摩郡、主基方として安房国の長狭郡）。また国民国家形成に呼応するかのようには、悠紀・主基の新穀のみならず、その特産を献備する「庭積机代物」の新例が開かれた（「庭積机代物」献納は大正度大嘗祭に至っ

て全国に拡大する⁽¹⁾）。

翻って研究史を顧みる時、数々の論考が各々の知見を提供してきた。⁽²⁾しかしながら、かつての拙稿を含め、どちらかと言えば大嘗祭のみを独立して扱うものが多かったのではないだろうか。そうであれば、明治大嘗祭を、近代に入って最初の大嘗祭として、近代の国家祭祀形成との関連において適切に位置付けることが求められているように思われる。

近代の国家祭祀は、大まかに言って、即位儀礼（皇室典範・登極令）―恒例祭祀（皇室祭祀令等）から構成されていると言えよう。その制度形成に至る起点こそ、明治四年、廃藩置県前

後に行われた数々の国家祭典・即位儀礼であった。本稿では、
 ①明治大嘗祭がいかにこれに先立つ恒例祭祀形成を承けたものであったのか、②明治大嘗祭がその後の即位儀礼形成をいかに準備するものであったのか等の諸点を検討する。併せて明治大嘗祭斎行が、「文明開化」の折柄、その後の神祇・宗教政策に与えた影響についても、些か考えを巡らしたい。

一、祭政一致の制度形成と明治大嘗祭

(一) 祭政一致

祭政一致は、維新期の神祇政策を主導した理念である。かねて拙稿で検討してきた通り、神祇官特立以前から、福羽美静ら幹部は、天皇・宮中を軸とした祭政一致を構想していた。加部巖夫、飯田年平、小中村清矩ら関係者の建白は、いずれも神祇官特立を過渡的形態として捉え、宮中・太政官中心の祭政一致を提起していたのである^③。

神祇官首脳の課題は、ありうべき「祭政」を、新しい国家体制の根軸に定置することにあった。彼らにとつて、神祇官の太政官外特立は、いわばその一階梯に過ぎなかったのである。三年八月の神祇少祐門脇重綾建白（翌九月、神祇官首脳連署で太

政官に提出）を契機にして、祭政一致に向けた本格的改編が始動した。門脇建白は、祭政一致の現状について次ように述べている^④。

：昨夏御改正之御本官百官ノ首上ニ置セラレ候、尚政府ニ於テモ一致協力之場ニ進ミ御配慮有事ニハ御座候得共、兎角名実間然スヘカラサル詔ニモ至カタク候哉、祭政区別ノ姿ト相見動モスレハ旧来之流弊全ク維新ノ実効相挙リカタク加様ニテハ御趣意ノ末如何是アルベキ哉ト奉窺候事御座候、：然ルニ当時之如大政区別ニ是アル前件ノ大事ニ当候者実ニ一髪千鈞ヲ挽カ如ク所詮万一ヲ期候見込無之前途痛案至極ノ事ニ候、：祭政一致之御趣意名実合体神州之大本確定不拔之実迹相顕候様一段之朝議有セラレ度、就テハ先般御沙汰ニ出候御委任之条件先一個之本根御確定之上夫是本官之見込ヲモ御任用有セラレ度当今之急務実ニ以容易ナラス、須臾モ閣カタク儀ト奉存候ニ付、此段建言仕候哉誠惶頓首

これによれば、「祭政」の一致は未だ実現に至っていない。神祇官特立は結局のところ「祭政区別ノ姿」にすぎなかった（祭

政区別ノ姿ト相見動モスレハ旧来之流弊全ク維新ノ実効相挙リ
カタク加様ニテハ御趣意ノ末如何是アルベキ哉ト奉覲候事御座
候。建白は、ありうべき「祭政」形成に向けた政策転換を求
める。

ここに言う「神州之大本確定」「一個之本根御確定」とは、
すなわち天皇のもとにおける祭政一致の確立と言うことであろ
う。それに先立ち、まずは各地に所在する「神社」網と「山陵」
網の制度化が着手されてゆくことになる。

明治三年十一月、山陵追祭制度が制定された。四年五月には
「国家の宗祀」を謳う新神社制度が発足する。「神社」と「山陵」
は、二つながら「祭政一致の政体」の羽翼であった。その制度
は、いづれも廃藩以前の府藩県体制を前提として立制されたの
である。次節では、明治大嘗祭に伴う諸儀が、こうして形成さ
れた祭政一致の諸制度形成を承けて行われていった経緯を跡付
けていきたい。

(二) 山陵奉告儀

四年三月二十五日、大嘗祭の東京斎行が布告された。四月六
日、大納言徳大寺実則が孝明天皇山陵に発遣される。すなわち
先帝陵への大嘗祭斎行奉告儀の端緒である。

そもそも山陵の整備は、幕末の修陵事業を待つて全面的に展
開した。元治元年、神武天皇陵修補を承け、その正辰祭が行わ
れた。初代「神武天皇祭」の開始である。慶応三年の孝明天皇
山陵修造とその喪儀は、神祇式による天皇大喪の端緒であった。
明治元年の孝明天皇正辰祭は、「先帝祭」の濫觴である。これ
以降、山陵及び神祇官鎮祭の皇霊で、歴代天皇の正辰祭が行わ
れていく。

三年十一月二十二日、神祇官によって制定された山陵追祭定
則は、こうして行われてきた山陵祭祀の制度化であった。定則
では、歴代山陵式年祭の制（式年は一年・三年・七年・十三年・
十七年・二十五年・三十三年・五十年・百年、のち改訂）を定
めると共に、その祭典を各地方官に所管させるものであった。神
代三陵・神武天皇陵及び「前帝四代」陵（後桃園天皇陵・光格
天皇陵・仁孝天皇陵・孝明天皇陵）は別枠。ここに幕末修陵事
業・追祭復興をうけ、その統一的な幣帛供進制度が整えらるに
至ったのである。それは山陵祭祀を地方行政の一環として組み
込む広義の祭政一致制度の確立であった。いわば延喜式「荷前」
の制の維新版であったとも言えよう。

「山陵追祭祭祀」は式年恒例の追祭式を定めるものであった。
これに対して、明治四年の先帝陵奉告は、慶応四年の王政復古

奉告儀・明治元年の即位式後親謁儀に続き、大嘗祭齋行に伴う臨時の祭儀であった。徳大寺は陵前において「内外の国を弥遠永に安国と平けく知食さむと思食す随に」、「尚東京に留坐て御代の初の大嘗聞食す」由を奉告したのである。⁹⁾

明治四十二年制定の登極令において、神武天皇及び前帝四代の山陵に対しては、期日奉告儀・当日奉告儀・大嘗祭後親謁儀等の諸儀が定められるに至った。このたびの孝明天皇陵奉告は、こうした即位儀に伴う山陵祭典の起点として位置付けられよう。

(三) 官国幣社斑幣儀

明治四年十月十五日、大嘗祭齋行に先立ち、神宮・皇霊・官国幣社に斑幣の儀が行われた。明治大嘗祭に際しては、発足したばかりの新神社制度によって、神宮はじめ全国の主要な神社に幣帛供進が行われたのである。

これに先立ち五月十四日、神祇官の立案によって全国主要神社の社格が定められた。すなわち官幣大社として賀茂別雷神社以下十九社、官幣中社として梅宮神社以下六社、国幣中社として敢国神社以下四十五社、国幣小社として砥鹿神社以下十七社が列格された。官幣社は神祇官から、国幣社は地方官から幣帛供進を受けるべきものと定められたのである。¹⁰⁾

併せて府藩県崇敬社が府社・藩社・県社に、各郷の氏神が郷社とされ、いずれも地方官の管轄下に置かれることとなった。これに伴って神官世襲は「国家の宗祀」の原則に悖るものとして廃止される。神宮の神官はもとより、全国大小神社の社家に至るまで、悉く罷免の上、あらためて適任者を精選補任すべきことが令された。かくして「祭政一致の政体」が、神宮以下、津々浦々の神社に至るまで及んだのである。大嘗祭に伴う斑幣は、この新神社制度を回路として行われたのであった。

大嘗祭斑幣儀は、十月十五日に行われた。¹¹⁾ まず前日、神宮・同別宮及び皇霊に奉る幣帛が、神祇大輔福羽美静によって天皇の御覧に供された。翌十五日、神宮由奉幣使発遣及び神宮以下諸社斑幣の儀が行われる。まず神宮に勅使発遣儀が行われ（神宮宮由奉幣使・同班幣使は正二位三條西季知）、ついで官幣大社賀茂別雷神社・同賀茂御祖神社・同男山八幡宮に勅使が発遣された（班幣使は神祇少丞澤簡徳）。

引き続き官幣社・国幣社併せて九十四社への班幣の儀が行われる。各地の官国幣社では、幣帛到着を待ち、地方官が班幣使として参向した。また官幣大社氷川神社については、十一月三日、神祇少丞戸田忠至が班幣使として参向した。

大嘗祭に伴う斑幣は、新神社制度を通して行われた初めての

斑幣儀であった。明治四十二年制定の登極令(第十二条)は、大嘗祭に伴う奉告儀について、このように定めている。⁽¹²⁾

大嘗祭ヲ行フ当日勅使ヲシテ神宮皇靈神殿並ニ官国幣社ニ奉告セシム

明治大嘗祭における官国幣社斑幣は、こうした「大嘗祭に伴う官国幣社斑幣」規定の先縦をなすものであった。それは天皇即位に伴う「惣祭天神地祇」(『令集解』)の制の、近代的復興であつたとも言えよう。

二、宮中神殿の形成

(一) 神嘗祭当日祭の儀

既に見たように、宮中神殿奉祀の皇靈には、既に大嘗祭前の斑幣儀で幣帛が奉られていた。大嘗祭当日には、同じく宮中神殿で皇靈供饗儀が行われたのである(「本日第四字 皇靈へ神饗ヲ供ス 使神祇少丞戸田忠至参向ス」(公文録)。そもそも宮中神殿は、九月十四日の神殿創建詔を承け、大嘗祭に先立つ九月から十月にかけて形作られた。⁽¹³⁾ 宮中神殿形成のマニフェス

トと言ふべきは、神祇官の「賢所体裁改革建議」と「皇靈遷座建議」であろう(いずれも辛未七月作成)。まずは賢所改革建議を門脇家蔵文書から引用したい。⁽¹⁴⁾

継体ノ君主、神器ヲ奉シテ天祚ヲ踐玉フハ乃吾カ国体也、然則神器ハ国体正統ノ繫ル所、天祖威靈ノ憑ル所ニシテ、人主是ヲ奉シテ天職ヲ治メ玉ヒ臣庶是ヲ仰テ国体ヲ保ツ、是乃天地ノ公道タリ、宣哉天祖同殿共床ノ命アル、乃人君神器ト共ニ万機ニ臨ミ玉フ事其天地ノ公道タルヲ明カニシ是ヲ万世ニ掲ケ玉フノ意可知也、…今也万国公道ヲ論シ天地ト共ニ私無キヲ推ス、然而立君致治ノ体裁又国朝トイヘドモ大ニ異ナル事ヲ得ス、而テ独異ナル所以ノモノハ万世一統神器ノ之ニ繫ルアリ、是ヲ以テ人生ノ家事ニ属シ一身ノ擁護トセハ、則万世一統ノ大義万国ニ於テ是ヲ何トカ論セン、方今中外ヲ比較シ万世ヲ測リ宜シク神器ノ体裁ヲ正サスハアル可カラス、…天職ノ至重ナル、百官トイヘドモ 其何ナルヲ知ラサルカ如キニ至テハ天地ノ公道何レノ処ニカ係ラン、祭政一致ノ本根又何レノ処ニカ在ル、宸断速ニ神器ノ大義ヲ天下ニ明亮ニシ今日ノ大運ヲ万世ニ昌ニシ玉フ可シ

建白の要旨は、端的に賢所を国家祭祀の根軸たらしめることにあると言えよう（「継体ノ君主 神器ヲ奉シテ天祚ヲ踐玉フハ乃吾カ国体也」）。そもそも神器は、「万世一統」の証であり、「立君致治」の根幹に関わるものであった（「今也万国公道ヲ論シ天地ト共ニ私無キヲ推ス、然而立君致治ノ体裁又国朝トイヘドモ大ニ異ナル事ヲ得ス、而テ独異ナル所以ノモノハ万世一統神器ノ之ニ繫ルアリ」）。それはもとより、皇室の「家事」に属するものではあり得ない。維新創業が進みつつ今こそ、速やかに神器の国家的・公的体裁を正さなければならぬとされるのである（「方今中外ヲ比較シ万世ヲ測リ宜シク神器ノ体裁ヲ正サスンハアル可カラス」）。

七月以降の宮中改革（女官総罷免・精選補任）を経て、九月十七日、はじめての「神嘗祭賢所の儀」が行われる。これに先立ち、神祇省は、神宮神嘗祭当日における祭典の肅行を求めた。^⑤

一、例年九月十七日

天照皇太神宮 御拝祭典被為行百官悉大安殿拝礼被仰出候事

従前、神宮の神嘗祭においては、これに先立ち勅使発遣の儀が行われるのみであった。ここにおいて、神嘗祭奉幣当日、遙拝儀と共に賢所祭典が行われることとなったのである。当日の祭儀では、天皇御拝に先立ち、三条実美太政大臣が次の祝詞を奏上した。^⑥

神風の伊勢国折鈴五十鈴の大宮に鎮座す皇大御神の神嘗の今日の祭りを恒も拝み賜ふ式の随に、今年より始めて更に太政大臣参議副議長八省卿輔開拓使長官次官等及び百官を率て慎み礼ひ拝み賜い祭り賜ふに依て、是の大殿に鎮座す皇大御神の御霊の御前に礼代の御酒御饌備奉り捧奉りて太政大臣従一位藤原朝臣実美恐み恐みも白す、天津日嗣の新代の大御業弥益益に厳八桑枝成榮ゆる事をば専皇大御霊の皇朝廷の御守護として鎮座を以て、自今以後も大宮の内重外重吹風の騒無く食国の影面背面寄波の乱無く百の官を始め諸県のみまで入紐の同心に仕奉り勤奉り皇大御代を手長の御世の伊加志御世に護幸へ賜へと畏み畏みも白す

三条太政大臣祝詞は「今年より始めて」の新例として、神嘗

祭奉幣当日、「是の大殿に鎮座す皇大御神の御霊の御前」の祭典を「参議副議長八省卿輔開拓使長官次官等及び百官」を率て行うこととなつた由を奉告する。

このようにして、賢所の神鏡（「是の大殿に鎮座する皇大御神の御霊」と）、神宮の神鏡（「神風の伊勢国折鈴五十鈴の大宮に鎮座す皇大御神」）が、あらためて不可分一体のものとして宣明された。すなわち、神宮と賢所が、相並んで国家祭祀の両輪として定位されるに至つたのである。かくして明治四年の「神嘗祭当日祭」は、皇室祭祀令「神嘗祭賢所の儀」の先縦となつた。それは、このちの皇霊遷座の前提となり、宮中祭祀形成に向けた大きな一歩となつたのである。

(二) 皇霊遷座

神嘗祭賢所の儀に続き、神祇省所祭の皇霊が、賢所に遷座した。この皇霊を、宮中賢所に遷座することを求めた神祇官建議書は、次のように述べる。

天孫瓊杵尊ヲ始メ神武天皇以還歴代皇霊、大廟ニ祀セ玉ハサルハ実ニ古来一大欠典也、復古以来神祇官八神殿天神地祇ト共ニ同殿ニ是ヲ祭り歴代皇霊廟祀ノ興ル事千古ノ盛

典ト謂ツ可シ、然トイヘドモ斯皇霊ヲ神祇官中ニ祀リ又八神天神地祇ト共ニ合祀スルカ如キハ固ヨリ其体裁ニアラスト雖、千古未曾有ノ制更始ノ際ニ於テ一朝其宜シキヲ得カタキヲ以テ也、…天運循環今日ニ至ル、在天皇霊ノ賛助シ玉フ事固ヨリ可知也、而テ斯歴代皇霊ヲ祀ル所、神器ト共ニ殿ヲ同クシ大廟ニ奉祀スルノ外更ニ論アル可カラス、…然則方今神祇官ニ所祭ノ皇霊更ニ正廟ニ奉遷シ神器ト同床ニ安シテ天皇百官ト共ニ之ヲ祀リ玉ヒ、天祖ノ垂訓昭々トシテ億兆之ヲ仰カスハアル可カラス。更始ノ大業是ヨリ窺ム、宜シク前議ト併セテ聖斷ヲ仰クニアリ

これによれば、維新に際して皇霊祭祀が始まつたことは、実に「千古ノ盛典」であつた（「復古以来神祇官八神殿天神地祇ト共ニ殿ニ是ヲ祭り歴代皇霊廟祀ノ興ル事千古ノ盛典ト謂ツ可シ」）。しかしながら、その皇霊を神祇官において祀るのは、決して本来の体裁ではない（「皇霊ヲ神祇官中ニ祀リ又八神天神地祇ト共ニ合祀スルカ如キハ固ヨリ其体裁ニアラスト雖千古未曾有ノ制更始ノ際ニ於テ一朝其宜シキヲ得カタキヲ以テ也」）。よつて皇霊を宮中に遷座し、天皇が神器と共にそれを祀る体制を整えなければならない（「然則方今神祇官ニ所祭ノ皇霊更ニ

正廟ニ奉遷シ、神器ト同床ニ安シテ天皇百官ト共ニ之ヲ祀リ
 ……。

神祇官建議を受け、九月三十日、皇靈遷座祭が行われた。神祇省から奉遷された皇靈は、午後三時、賢所に着御する。神祇少輔福羽美静と御手代中山忠能が、相携えて皇靈を神殿内陣に奉斎したのである。このたびも、天皇御拝に先立ち、奉迎使たる三条太政大臣が、鎮座の祝詞を奏上した¹⁸⁾。

掛巻も恐き御代御代の天皇の大御霊の大前に太政大臣従一位藤原朝臣実美恐み恐み白さく、今御代御代の天皇等の御霊を天つ璽の神宝と同殿に鎮坐せ奉る事の由は、天照大御神の高天原に事定賜ひて天日嗣の鴻業を天壤無窮に所知看を法の本ぞと建賜ひ授賜ひし教の任に、今の新代の大政所聞看むが為にして、即神風の伊勢の五十鈴の宮に鎮座す皇大御神は既に天御祖と斎奉里治奉り賜ひ、其別御霊の神宝の御前と同殿の一御床に天皇等の御霊をし鎮座奉りて、自今以後其大前に太政大臣参議長卿輔等を率賜ひ…天御祖の御訓の法の任に食国の政所聞看し…又外国より参渡れる奇貨等をも取供へ…天皇御親百官を率て敬ひ給ひ祭賜ふ事の由を、平けく安けく所聞看と恐み恐みも白す

三条太政大臣は、「御代御代の天皇等の御霊」を、「神風の伊勢の五十鈴の宮に鎮座す皇大御神」の「別御霊」と同殿に奉斎して、これより「天御祖の御訓の法の任に食国の政所聞看」すべき由を奉告した。ここに賢所・皇霊が、共に宮中神殿で奉祀されるに至ったのである。すなわち、それこそは、祭政の根幹たる「皇祖皇宗祭祀」の形成であった。

宮中神殿形成は、近代恒例祭祀の斎場の成立であった。かくて四年十月二十九日、ここにおける恒例の祭典を定めた「四時祭典定則」が制定されるに至る¹⁹⁾。定則では、元始祭(正月三日)、皇大神宮御遥拝祭(九月十七日)、神武天皇祭(三月十一日)、孝明天皇祭(十二月二十五日)、新嘗祭(十一月卯の日)が、天皇親祭の大祭とされた。この「四時祭典定則」こそが、のちの皇室祭祀令の原型となったと言えよう。さらに皇位継承の諸儀を定めた登極令においても、宮中三殿への祭典が、折節に組み込まれることとなったのである。

併せて、太政大臣祝詞の結尾では、皇后拝礼の新儀が奉告されていくことも見逃せない²⁰⁾。

辞別て白さく、天皇と皇后と相並して大政所聞看す事にし

も古の則の任にしも敬奉り賜はむ事も専同状に、皇后も女官等を率て拝賜ひ御玉串奉出賜ふ事を平けく安けく所聞食せと恐み恐み白す

既に神祇省は、神嘗祭当日祭における祭典において、皇后の御拝を求めていた。「四時祭典定則」「明治四年大嘗会式」においても、神祇省は「皇后御拝」儀を定めていたのである。⁽²¹⁾けれども明治四年段階においては、実際に皇后御拝が行われることはなかった。しかしながら皇后御拝は、このち天皇親祭と同列の常例として、しっかりと明文化されてゆくことになる。このような筋道において、神祇省の皇后御拝伺は、登極令及び皇室祭祀令「皇后御拝」規定の起点として、少なからぬ意義を有していたと言えよう。

三、大嘗祭本儀

(一) 太政大臣祝詞

十一月十六日、愈々大嘗祭の当日を迎えた。以下、その祭儀について見ていきたい。

当日、天皇は政府閣僚を率いて大嘗宮に渡御した。すなわち

太政大臣三条実美・参議西郷隆盛・同大隈重信・同板垣退助・文部卿大木喬任・左院副議長江藤新平・外務大輔寺島宗則・大蔵大輔井上馨・兵部大輔出題有朋・司法大輔穴戸環らが行幸に供奉したのである。⁽²²⁾まさに岩倉使節派遣後の留守政府首脳「揃い踏み」の観を呈していたと言えよう。

殿内の神事においては、天皇の神饌供進儀に続き、三条太政大臣が祝詞を奏上した。⁽²³⁾

天皇の新代の茂御代の大御典と今年十一月の中卯日の生日の足日に、大嘗祭仕奉給ふと為て斎清まりて造奉れる是の悠紀の大殿の神床の大前に太政大臣従一位三條賞美恐美恐も白さく、高天原に神留座す皇親神漏岐神漏美の命以て、天日嗣の高御座を天地の共動く事無く変る事なく堅石に常石に定給ひし太御詔の隋に、天皇の知食す御代の初の天津御饌の遠御饌の大嘗閑食すが故に、先皇神等の大前に御服は和妙荒妙御酒は自酒酒黒を始めて種々の多米津物を百取の机代と置足はして、天皇の大御代を萬千秋の長五百秋に立榮しめ給ひ天下内外の國の國と云ふ国、島と云ふ島、落る事無く洩る、事無く、聞食せと恐み恐みも白す：

三条太政大臣は、「新代の茂御代の大御典」として、天皇が「大嘗聞食す」由を奏上した。そもそも維新政府成立以来、祭政一致の原則は、天皇御拝と、その最高補弼者の祝詞奏上によって具体化されてきた。すなわち元年三月、維新政府の出發を告げた五箇条御誓文の祭儀では、天皇御拝に先立って、副總裁三条実美が祝詞を奏上したのである。⁽²⁴⁾先に見た通り、四年九月の神嘗祭賢所の儀、十月の皇靈遷座祭においても、天皇御拝に伴って太政大臣の祝詞奏上が行われていた。

前例の孝明天皇大嘗祭では、天皇神饌供進ののち、吉田家当主が、宮主として御祈請の祝詞を奏上していた。「明治四年大嘗会式」では、宮主祝詞奏上を廃し、新たに太政大臣祝詞奏上を定めたのである。「政」の最高補弼者による天皇の「祭」の補翼は、まさに祭政一致の具現であったと言えよう。

四年十月制定「四時祭典定則」大祭条における天皇親祭・太政大臣祝詞奏上規定もまた、以上のような五箇条御誓文以来の、天皇祭祀の輔相・太政大臣補翼の経緯を承けて制定されたものであった。登極令附式における「皇太子親王國務大臣枢密院長内大臣大札使長官供奉ス」規定（悠紀殿供饌の儀条、皇室祭祀令における「大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率イテ親ラ祭典ヲ行フ」（大祭条）規定は、こうした明治初年の祭政一致の原則

を受け継ぐものであったと言えよう。もとより太政大臣の祝詞奏上による親祭補弼は、維新倉卒の際の特例であつたとも言い得る。翻って考える時、明治草創に際しては、「政」の補弼者たる太政大臣の翼賛を得てこそ、その軸芯たる「祭政」確立が齎されていた、とも見る事ができよう。

(二) 天皇親祭と同床共殿

悠紀殿・主基殿における神饌親供と直会は、天皇親祭の精髓にほかならなかつた。天皇の御手代は中山忠能が、陪膳の采女・後取の采女は鴨脚克子、壬生廣子が奉仕したのである。⁽²⁵⁾

大嘗祭当日、殿内の舗設に従事した門脇重綾は、夕刻より翌日未明にかけて齋行された殿内の神事のありさまを、次のように記している。⁽²⁶⁾

明治四年辛未十一月十七日、大嘗の神業仕ひ奉りて宵暁上の御前に立、御祭のほとは殿の賛子に侍ふ采女の供ひ奉る御物とも御手づから奉り給ける御けはひ御衣のさやめく音もれ聞ゆるもいと畏こし、上の座し給ひてその御気色思ひやり奉るにまさに天祖にまのあたり親しく仕ひ奉り給へるにやとそゞろ畏こく髪の毛もたつはかりになむありし：

太政大臣祭政一致の任にたかわす八省の卿輔を率ゐて神に仕ひ奉るよしを謹み畏こまり仕ひ奉るほとすへては師木の瑞垣の宮御宇 崇神天皇 御世の頃に立かへりたるここにす：

門脇は「天祖にまのあたり親しく仕ひ奉り給へる」御親祭を拝し、渾身の戦慄を覚えた所以を述懐する（「そゞろ畏こく髪の毛もたつばかりになむありし」）。そして殿内のさまたるや、「すへては師木の瑞垣の宮御宇 崇神天皇 御世の頃に立かへりたる」ものと特筆するのである。

そもそも門脇らの主唱した祭政一致とは、「同床共殿」祭祀のもとで「政」を総覧したと伝えられる、崇神朝以前の「祭政」の在り様を典拠とするものであった。翻つて考える時、まさに大嘗祭祭自体が、天祖と天皇が同殿で悠紀主基の「大嘗」を行なう、文字通りの「同床共殿祭祀」にほかならなかったと言えよう。門脇が、かねてから崇神天皇以前の同床共殿祭祀の復興を思い描いていたことは、その著作『垂統大義』にも窺われる⁽²⁷⁾。

…蓋人皇既二十世神代漸遠ク幽顕ノ相距ル以テ可見、此時

天皇天祖ノ威靈ヲ畏憚シ同住ニ安ンスルコトヲ得ス、乃豊鋤入姫ニ託シテ始テ笠縫邑ニ奉鎮ス。夫レ天祖天孫ニ誨テ曰視宝鏡猶視吾セヨノ詔至干此テ遺憾無キ事能ハス。自是神皇同殿共床ノ親昵ヲ隔テ親祭以テ皇女ニ委ス。御神威ノ嚇々タル聖慮褻瀆ヲ防クニ在リトイヘトモ亦神人相隔ノ勢自然ノ情状乎、是ヨリ後、歴世聖德ノ汚隆天祖ノ意ニ副ハサルモノアルカ如シ、

崇神天皇は、その威靈を畏れ、神鏡を皇居外へ遷座した（「天祖ノ威靈ヲ畏憚シ同住ニ安ンスルコトヲ得ス」。門脇は、それが必ずしも遺憾なしとはしない措置であったとする（「天祖ノ意ニ副ハサルモノアルカ如シ」）。かの同床共殿の神勅からしても、神鏡の遷座は必ずしも天祖の神慮に沿うものではなかった（「天祖天孫ニ教テ曰視宝鏡猶視吾セヨノ詔至干此テ遺憾無キ事能ハス」）。

神鏡の皇居外への動座は、結果として「幽顕ノ相距ル」状況を招来した。それはやがて、神代以来の「幽顕相関」原則からの逸脱を齎し、ついには皇室衰微の遠因ともなっていたのである（「是ヨリ後歴世聖德ノ汚隆…」）。

再々繰り返す如く、神祇官・神祇省の課題は、「祭政一致」

の復興にあった。すなわちそれは、古典古代の「同床共殿」の理念に立ち帰り、神宮・賢所の一体化による国家祭祀再編を行うことであつたのである。かくして大嘗祭における同床共殿祭祀の延長線上に、神宮神器の東京遷座が構想されてゆくことになった。⁽²⁸⁾五年正月二一日、神祇省幹部連署の上奏では、伊勢の神鏡と共に、熱田の神剣をも宮中に遷座すべき所以を、次のように訴える。⁽²⁹⁾

：御代々々ノ天皇同殿内ニ齋奉リ玉ヒシヲ、崇神天皇ニ至リテ同殿ニ座ス事ヲ畏ミ思召サレ：聖上東京ニ臨御シ玉ヒ専ラ敬神ノ大典ヲ四海ニ表示シ玉フノ時ニ方リテ、威靈赫々タル天孫手授ノ神器依然百里外ニ崇祀シ常典毎ニ西ニ向テ御遙拝アラセラル、豈今日ノ大闕典ナラスヤ、仰キ願クハ前途ノ形勢ヲ御洞察アラセラレ非常ノ宸斷ヲ以テ皇太神宮熱田ノ御神体ヲ間近ク御遷座、歳時ノ常典聖上御親祭孝敬ノ宸衷ヲ尽サセラレナハ：、維新ノ至治隋テ偏カルヘク、実ニ千載ノ一時失フヘカラサルノ機会ト謂フヘシ、：右謹而皇太神宮ヲ崇敬スルノ新典ヲ陳シ併テ教化ヲ論ス、是祭政並行ノ大端人心帰嚮ノ枢機忽カセニスヘカラサル所也、其緩急順序ニ至リテハ基本確定ノ上更ニ明旨ヲ取ラン

トス 伏乞聖断

ここにおいて、祭政一致のさらなる徹底を目指し、神宮の神器遷座、さらには熱田神宮の神器遷座が提起されるに至つた。すなわちそれは、古典の記載を根拠としつつ、祭政一致・同床共殿の理念を突き詰めた、いわば学問的・原理的な要請であつたと見ることができる。宮中祭祀形成・大嘗宮の同床共殿祭祀を経て、さらに徹底した「祭政一致」の実行が、政策担当者を目途に入ってきたのであつた。かく考えれば、宮中神殿鎮祭・大嘗宮親祭こそが、神宮遷座論への展望を開いたとも言い得よう。⁽³⁰⁾

四、国際社会への参画と「祭政」

明治大嘗祭においては、二日間にわたつて賜饌が行われた。明治大嘗祭における賜饌の拡大は、福羽・門脇ら大嘗会御用掛の構想に由来するものであつた。その賜饌は全国に及んだのである。⁽³¹⁾

東京駐在の海外各国公使らも延遼館に招待された。大嘗祭史上はじめてのことであろう。さらに大阪・神奈川・兵庫・新潟・

長崎・函館各港在留の領事以下も、各在留地で饗饌を賜わった。⁽³¹⁾

延邊館における饗饌に際して、副島種臣外務卿は、大嘗祭齋行に至る経緯を語った。すなわち四年前から天皇を中心とする近代国家の建設に邁進してきた所以を語り、「其権今日二興り全国一生ノ統御二帰シ」、本年に至ってようやく即位儀礼として欠くべからざる大嘗祭を、全国的規模で齋行するに至った事情を述べたのである(「天皇一代ニ一度必無テ叶ハサルノ大祀ナリ然リト雖モ此度ノ如ク日本全国ニテ祀リタルハ久ク年序ヲ経タリ」)。⁽³²⁾

各国公使らは、統一国家の発足と国際社会への出発、わけても若き君主の即位儀礼儀礼齋行を、揃って祝福した。例えばイタリヤ特派全権公使コント・アレクサントロフエは、大嘗祭を維新政府の課題であった文明開化の脈絡に位置付け、いわばグローバルな観点からこれを意義付けていたのである。⁽³³⁾

今般大嘗祭ニ付天皇陛下親ヲ齋戒ヲ取り玉ヒ、世界人民ノ生命維持スル米ヲ賜ハリタル神祖並ニ其国土人民ヲ保護シ玉フ天神ヲ祭り玉フハ、長久人民ノ安楽ヲ祈リ玉フノミナラズ、文物開化ノ進歩ヲ増サムコトヲ懇禱シ玉フ御仁心ヨ

リノ御祭典ナラン、今日吾等モ亦天皇陛下並貴国人民ノ悠久幸福ナラム事ヲ祈リ敬テ祝酒ヲ拝嘗セン

大嘗祭によつて稲作の豊饌・人民の安楽を「懇祈」する大御心は、とりもなおさず文明開化による人民の幸福増進を祈願する「御仁心」そのものでもあらうと語るのである(「長久人民ノ安楽ヲ祈リ玉フノミナラズ文物開化ノ進歩ヲ増サムコトヲ懇禱シ玉フ御仁心ヨリノ御祭典ナラン」)。こうして外国公使賜饌においては、天皇を戴いて推進された維新変革が、国際社会参画の出発点として明確に位置付けられるに至った。その君主の即位儀礼は、我が国ならではの伝統祭儀として、いわば各国公使らの視聴の的となったとも言えよう。もとより大嘗祭齋行の僅か六日前、岩倉使節団一行が、欧米各国視察に向けて横浜を出航していたのである。⁽³⁴⁾

神祇省もまた、かかる国際社会への参画に、積極的に関わろうとしていた。大嘗祭に先立つ八月、神祇省幹部連署の建議書は、わが国の国際社会への出発を巡って、次のように述べていた。⁽³⁵⁾

…今也海外万国ト交際相親シミ文明ノ運日ニ新二月ニ昌ナ

リ、此人力ノ所為耶、抑亦天神冥、ニ賛助シ以テ然ラシムル所也、竊惟天神ノ世界ヲ溶造シ玉フ事古伝ノ我ニ在スル有リ、今開化ノ彼ヨリ漸クスルヲ視テ其実験ノ誣ユ可カラサルヲ知レリ、夫レ神明ノ徳固ヨリ一視同仁ニシテ全地球ノモノ其冥護ノ恩ニ沐浴スルコト又彼我ノ別アル事ナキナリ、然則吾神明ヲ崇奉スル事萬国ト共ニスルニアラスレハ焉ソ天神ノ幽契ニ応スルトセンヤ、今ヨリ宜シク勉メテ固陋ヲ去リ知見ヲ拡充シ造化主宰ノ心ヲ以テ心トシ益々神明ノ徳輝ヲ盛大ニシ、海外ヲシテ普ク我皇統ノ無窮ヲ瞻仰セシム可シ：

神祇省によれば、「今ノ大御世」における文明東漸は、神慮の然らしむるところであつた。現下の「外国交際」と「文明化」も、人力を越えた神慮の導きによるものである。固陋を脱して文明の域に進み、皇国の威信を発揚することこそ、神慮に應える所以にほかならない。同様に門脇重綾の著作『垂統大義』も、現下の国際環境について次のように記していた。³⁶⁾

：抑開闢ノ伝万国一ナラス、或ハ茫卒シテ存セス或ハ推究シテ察ス、説異ニ伝同シカラストイヘドモ、其太陽画ヲ照

シ大陰夜ヲ分チ一大地球旋転シテ共ニ天ヲ戴スルノ処皆同一ニ出サルヲ得ス、是混沌ノ元氣剖レテ天地ト成リ散シテ洲土トナリ生靈萬種洲土各其境ヲ異ニストイヘドモ、其元々ニ於テ区々ノ別アル事無キヲ以テヤ、一氣ノ分ル、所又合シテ兄弟タリト云ハサルヲ得ス、夫国アレハ君アリ其生靈ヲ覆育シ天職ヲ司ル事、造化主宰ノ視ル所ニ於テハ則彼我ノ別アル事無カラン欤、此故ニ漫ニ身ニ自独尊シトシテ他ヲ卑シトスルノ固陋ヲ脱シ、元々ノ理大道ニ循ヒ中外ヲ熟察シテ以テ皇統ヲ億歳ニ仰カン事文明ニ誤ラサル所ト可謂也

これによれば、海外諸国は、「一大地球旋転」の環境を共有する兄弟の關係に当たる（「一氣ノ分ル、所又合シテ兄弟タリト云ハサルヲ得ス」）。そこに彼我の別はない（「則彼我ノ別アル事無カラン」）。そうであれば、自国独尊の固陋を脱し（「此故ニ漫ニ身ニ自独尊シトシテ他ヲ卑シトスルノ固陋ヲ脱シ」、中外の大道に従つて（「大道ニ循ヒ中外ヲ熟察シテ」、現下の国際社会に積極的に参画しなければならない（「以テ皇統ヲ億歳ニ仰カン事文明ニ誤ラサル所ト可謂也」）。

すなわち維新を経て、「万国の公道」に則り、「世界の中の日

本」として国を立てていくことこそ、神慮の実践にはかならない、ということであろう。そうした折柄、わが国は、国体の根幹たる「祭政」を漸く整え得た。ここにおいて、我が国の「祭政」は、いわば国際的・普遍的な脈絡から眺められることとなったのである。

大嘗祭に先立つ十一月四日、岩倉使節団派遣に伴う遣外国使祭が行われていた。三条太政大臣は、次の祝詞を奏上した⁽³⁷⁾。

：太政大臣三条実美恐み恐みも白さく、天皇の御代の始まり海外の各国の通信を弥遠に弥長に議り給ひ其事業を聞食すが故に：今年十一月に更に右大臣正二位岩倉具視を全權大使に任し諸省の卿輔等を始め其他許々太久の官人を差副て各国に遣し給ひ世に在国と云国の国形国風其情態までを博く見議らしめ給はむとす：

引き続き宮中で発遣式が行われた。天皇は勅語を賜い、国書を大使に授けた。ついで使節一行は、賢所に参拝したのである。この日、天皇が岩倉全權大使に与えた内勅旨には、次の条項があった⁽³⁸⁾。

日本国内ニ居住スル内外人民其国法ニ背キ或ハ犯サント企ツル確証ナキニ於テハ各人其信スル所ノ法教ハ其人ノ自由ニ任スヘキ事

ここにおいて、我が国「祭政」と、文明通則たる「信教自由」との関わり如何が、課題として浮上することになる。五年正月、三条太政大臣が各省長官（外務卿・兵部大輔・文部卿）に下問した「御改革書類概略抜抄」は、そうした課題に応えようとするものであったと言えよう。⁽³⁹⁾

第一章

初 国の根元を説。

次 皇国古代の天地無私の正道包含弘大之儀を説。

次 儒仏渡来すといへども神意に背戾せざる事を説。

次 教法は民の好尚する処を自摂信従せしめ、而して其風俗事業を害する事なきやう査督する事を説。

次 仏教千有余年朝野同一信奉せざるが故に収用すべき説。

次 神祇省の規模を弘大にし教部省とし、全国諸教を統括し、匪教を正し、人心をして帰向依頼する処あらしめん事を説。

次 祭祀の式典は式部寮に於て主掌せん事を説。

次 宝祚天壤無窮万世一系を人民奉戴せん事を説。

三条太政大臣下問書的前提には、漸く確立した天皇の「祭政」があると考えられよう。「祭政」が天皇のもとに統合された以上、それまで神祇省が主管してきた「祭祀の式典」は、宮中の式部寮に移管される。こうした「祭政」再編の上に立って、文明通則たる「信教自由」の原則のもと、神社界・宗教界の国民教化活動は、神祇省を改組した一大官庁が主管することになる。「祭」の「宮中」移行は、言い換えれば、「祭政」の「超然化」とも言い得よう。宮中神殿形成・大嘗祭肅行を経て、わが国の「祭政」は、内外情勢を睨みつつ、いわば新たなステージへと移行することとなったのである。

おわりに

門脇重綾の著作『職道慨言』には、次の一節がある。⁽¹⁰⁾

上世祭政一致の政体は今更贅言におよばす…大祀は、天子御一代一度行はるる、所謂踐祚大嘗会是也。中祀は、毎年

十一月の神嘗祭と新嘗祭にて此二祭は、当年の新穀を以て伊勢大神宮に奠らる、彼七百三十七座の諸神に奠せらるるにて、大嘗祭共三祀は天子御親ら祀り玉ひ、即当日の神主となりたまふよし、令以古来の通に伝ひ、此外の小祀四時臨時の諸祭神祇伯已下の官人執行ふといへとも、祭庭には三公始め八座弁官史生以上悉く列座にて、其儀嚴重なる事、古今の典籍に見えたる如し：

ここでは、わが国の古典的国制ともいふべき「祭政」の輪郭が、簡潔に素描されていると言えよう。維新の神祇行政の課題は、かかる「祭政」を、天皇を戴く新国家体制の裡に、いかに制度化してゆくか、ということにあった。国際社会の只中で進展したその過程において、我が国の「祭政」を、文明通則下、いかなるものとして定位していくか、という課題への対応もまた迫られてゆくこととなったのである。

大嘗祭はじめ即位儀礼は、明治二十二年の皇室典範、明治四十二年の登極令を以て制定に至った。宮中三殿を中心とした恒例祭祀は、明治後期から大正期にかけて、皇室祭祀令等の皇室諸令で整えられてゆくこととなる。明治四年の祭政一致制度形成と大嘗祭肅行は、そこに向けたひとつの里程標を形作るも

のであったと言えよう。そこに至る前史、それ以降の後史を、あらためて検討することを今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「明治大嘗祭前史の一考察」「神道宗教」(一四〇、一四一、一九九〇)、「同」明治大嘗祭の一考察「国民国家の成立と大嘗祭の転換」『國學院雑誌』九一(七)、一九九〇、のち『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)所収。
- (2) 西川順士「近代の大嘗祭」(皇學館大学神道研究所編『大嘗祭の研究』皇學館大学出版部、一九七八)、高木博志「明治維新と大嘗祭」「日本史研究」三〇〇、一九八七、所収『近代大札関係の基本史料集成』六一五頁(国書刊行会、二〇一八)、大嘗祭を含む明治国家祭祀を扱った著書としては、羽賀祥二「明治維新と宗教」(筑摩書房、一九九四)、阪本是丸「明治維新と国学者」(大明堂、一九九三)、藤田大誠「近代国学の研究」(弘文堂、二〇〇七)、石野浩司『石灰壇毎朝御拝の史的研究』(皇學館大学出版部、二〇〇一)、小倉慈司・山口輝臣「天皇の歴史9 天皇と宗教」(講談社、二〇一八)。
- (3) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六、二一五頁以下参照。
- (4) 「三条家文書」第八〇冊(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (5) 「大嘗会雜記」(「公文録」明治四年)(国立公文書館所蔵)。
- (6) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)五頁以下参照。
- (7) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)四五頁以下参照。阪本是丸「春秋」季皇靈祭の制定過程『神道学』(一一八、一九八三)。
- (8) 拙稿「明治神祇官と初期皇靈祭祀」『神道宗教』(一九三、二〇〇四)。
- (9) 「大嘗会雜記」(「公文録」明治四年)(国立公文書館所蔵)。
- (10) 阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、一九九四)二十頁以下参照。
- (11) 「大嘗会雜記」(「公文録」明治四年)(国立公文書館所蔵)。
- (12) 所収『近代大札関係の基本史料集成』六一五頁(国書刊行会、二〇一八)。
- (13) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)二一五頁以下参照。
- (14) 門脇家文書(鳥取県境港市門脇家所蔵)。
- (15) 門脇家文書(鳥取県境港市門脇家所蔵)。
- (16) 「祭祀録 明治四年」(宮内庁公文書館所蔵)。
- (17) 門脇家文書(鳥取県境港市門脇家所蔵)。
- (18) 「祭祀録 明治四年」(宮内庁公文書館所蔵)。
- (19) 拙稿「四時祭典定則成立過程の一考察」明治二年「年中祭儀節会大略」の紹介・翻刻を中心に「神道学」一三六、一九九八)。
- (20) 「祭祀録 明治四年」(宮内庁公文書館所蔵)。
- (21) 「大嘗会雜記」(「公文録」明治四年)(国立公文書館所蔵)。
- (22) 「大嘗会雜記」(「公文録」明治四年)(国立公文書館所蔵)。
- (23) 「明治天皇太嘗祭御式」(鳥取県境港市門脇家所蔵)。
- (24) 拙稿「近代天皇祭祀形成過程の一考察」明治初年の津和野派の活動を中心に「井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(第一書房、一九八七)、拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)一六七頁以下参照。
- (25) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)二八七頁参照。
- (26) 門脇家文書(鳥取県境港市門脇家所蔵)。
- (27) 門脇家文書(鳥取県境港市門脇家所蔵)、拙稿「神祇省首脳における「神話」と「維新」…門脇重綾資料を中心に」『神道宗教』(二四六)・二〇一七)。

- (28) 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七）。
- (29) 門脇家文書（鳥取県境港市門脇家所蔵）。
- (30) 拙著『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂、一九九六）。
- (31) 「大嘗会雜記」（『公文録』明治四年）（国立公文書館所蔵）。
- (32) 「大嘗会雜記」（『公文録』明治四年）（国立公文書館所蔵）。
- (33) 「大嘗会雜記」（『公文録』明治四年）（国立公文書館所蔵）。
- (34) 「明治天皇紀」（二）五八二頁（吉川公文館、一九六九）。
- (35) 門脇家文書（鳥取県境港市門脇家所蔵）、拙稿「神祇省官脳における「神話」と「維新」——門脇重綾資料を中心に——」（『神道宗教』二四六、二四七）。
- (36) 門脇家文書（鳥取県境港市門脇家所蔵）、拙稿「神祇省官脳における「神話」と「維新」——門脇重綾資料を中心に——」（『神道宗教』二四六、二四七）。
- (37) 「太政類典（明治四年）」（国立公文書館）。
- (38) 「明治天皇紀（二）」五七六頁（吉川公文館、一九六九）。
- (39) 「岩倉具視関係文書（七）」四三九頁（日本史籍協会叢書二四）。尚、これ以降の神祇行政史を巡る筆者の見通しについては『わかりやすい神道の歴史』（神社新報社、二〇〇五）二〇一頁以下参照。
- (40) 門脇家文書（鳥取県境港市門脇家所蔵）、拙稿「明治神祇官政策の前提——門脇重綾『職道慨言』をめぐって——」（『神道宗教』（一九九・二〇〇、二〇〇五）参照）。